

保護者の皆様へ

学校教育課長

令和 3 年度一斉臨時休校に伴う学校給食費の返還について（お知らせ）

平素より、本市の学校給食運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

豊見城市においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内小中学校で一斉臨時休校の措置を行い、併せて学校給食の提供も休止しました。それを受けて、令和 3 年度の学校給食費の一部の返還作業を実施しております。

中学 2 年生（去年の中学 1 年生）の返還時期は下記を予定しております。

小学 2 年生から中学 1 年生（去年の小学 1 年生から 6 年生）については、令和 4 年度分の学校給食費に充当する形で対応いたします。充当作業が終わり次第、改めて学校への文書の送付及び市ホームページへ掲載しお知らせいたします。

返還作業に遅れが生じ、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 返還する給食費の金額

- ・小学校 7,040 円（給食停止期間 32 日間）
- ・中学校 8,000 円（給食停止期間 32 日間）

2. 中学 2 年生（去年の中学 1 年生）の返還予定時期 : 令和 4 年 12 月 5 日

3. 小学 2 年生～中学 1 年生（去年の小学 1 年生～6 年生）の充当について

- ・充当作業後の給食費は下記のとおりです。

学年	納付月	令和 5 年 1 月 納付分	令和 5 年 2 月 納付分
中学 1 年生 (去年の小学 6 年生)		4,500 円 ⇒ 0 円	4,500 円 ⇒ 1,960 円
小学 2 年生～6 年生 (去年の小学 1 年生～5 年生)		4,000 円 ⇒ 0 円	4,000 円 ⇒ 960 円

※現在、学校給食費を納付書で支払っている保護者については、給食費の金額を変更した納付書を令和 4 年 12 月中に送付いたします。新たに届いた変更後の納付書でお支払いください。

※口座引落の場合は新たな手続き等はありません。

5. 注意事項

(1) 令和 3 年度の学校給食費について未納分がある場合、令和 2 年度以前の学校給食費について未納分がある場合は、返還の対象外となります。

(2) 生活保護又は就学援助を受けている方で、令和 3 年度の給食費の自己負担がある場合は、返還の対象となります。

(3) 就学援助を受けている場合、またはアレルギーにより牛乳停止等を行っている場合、返還する金額が変わります。

【問い合わせ先】

豊見城市立学校給食センター  
TEL : 098-850-4585